

Title	上総介忠輝 (伊達政宗海外遣使に関する疑問)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.6 (1909. 10) ,p.263(33)- 278(48)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091001-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

32 進歩して人と人との距離を短縮せしめ、酒屋に三里豆腐屋に五里の山里も學校郵便新聞鐵道等の力によりて遠隔の社會にも容易に交通することを得るに至り精神的距離は日々接近しつゝあり。去れば昔日否今日も幾分か都市生活の特權たる人格修養の好機會は漸次地方にも均等に分配せらるゝの日あるべく又今日と雖も田舎生活をなすもの自己の努力により新聞雜誌書籍手簡其他あらゆる方法を利用して社會の刺戟を受け多數の人と精神的に交通することを勉めんには地方の自然的不利益を償ひ得て其結果心なき都人士に打勝つこと敢て難きにあらざるべし。

以上再び西洋學者の統計を藉り社會の勢力人間の努力の人物發生に如何に有効にして一國の隆興一身の成功は自然的條件よりも人爲的勢力に據る所多きを論せり。猶日本に於ける都市と田舎との人物發生に關する統計を製し深く之を研究せば多大の利益と興味とを發見し得べしと雖も、今爰に之を示すことを得ざるは余の大に遺憾とする所更に機會を見て再説する所あらんとす。

上總介忠輝

(伊達政宗海外遣使に關する疑問)

阿部秀助

Psychologisch liesse sich das Ereigniss auf diese Weise am besten Verstehen. Aber die Ueberlieferung ist doch nicht so gut bezeugt, dass sie sich historisch behaupten liesse. Mich dencht: ein Dichter könnte sie ergreifen, denn darin liegt ein Vortheil der poetischen Darstellung, dass sie auch eine minder begründete Ueberlieferung annehmen und derselben folgend die Tiefen des Gemüthes erschliessen kann, jene Abgründe, in denen die Stirne der Leidenschaften toben, und die Handlungen geboren werden, welche den Gesetzen und der Sittlichkeit Hohn sprechen, und doch in der Menschenseele tiefe Wurzeln haben. Die Information, auf welche eine historische Darstellung angewiesen ist, reichen nicht so weit: in unseren Falle lassen sie es bei gewissenhafter Prüfung zu einer bestimmten Ueberzeugung ueber den Grad der Theilnahme nicht kommen. Nur daran kann kein Zweifel sein, dass auch diesmal Ehrgeiz und Machtbegier ein grosse Rolle spielten. L. V. Ranke's sämtliche Werke, BXIV e. 269.

1

33 慶長十八年九月十五日奥州仙臺の藩主伊達政宗が其臣支倉六右衛門及びサン、

34
ランシスコ派の宣教師ソテロ等を羅馬法王及び西班牙國王に遣はさんが爲め月浦を出帆せしめし(一)動機に至りては從來諸種の説あり、第一の説は政宗深く基督教を信奉して、之れを其領内に輸入せんと欲したりしこと(二)第二の説は貞山公治家記録の書中にありて、彼の作と稱せらるゝ「邪法迷邦唱不終、欲征蠻國未成功、圖南鵬翼何時奮、久持扶搖萬里風」の詩により、彼は西班牙領たりし菲律賓を征服せんが爲め、故意に宗教の假面を被りて本國の状態を探らしめしにありとなし、(三)第三の説は政宗を以て倒幕の野心を包藏せしものとなし、即ち彼は本邦の基督教徒、西班牙王及び羅馬法王の保護によりて全國の統治權を掌握せんと欲せしも、然かも事遂に志と違ひ、擧兵の望全く去るを見て爾來其政略を一變し、必要は道德を産みて、彼は將軍の爲めに最も忠實なる臣下と化するに至れり、而して從來、此説の根據とする處は、當時羅馬駐劄のベネチア公使シモン、コンタリニが千六百十五年十一月七日付を以て其が政府に報告せる中に、彼の王(政宗)は今後幾もなく今より一層高き王冠を戴くべく、其時に及べば、實に彼自から羅馬教會の忠實なる信徒たるのみならず、併せて一切の他の者とも之れに引き入るべし(四)とあると又同じく當時本

35
邦の基督教徒が羅馬法王に奉れる願書中に、大なる門戸は既に開きぬ、上帝は上述の奥州の王を照耀したまひぬ、王は其勢力の大なるに於て、何人をも凌駕す、而して余輩は王が出来得る限り早く皇帝とならんことを期待すればなり、尙ほ王は其理解力の鋭敏と其精神の偉大なるに於て、一切の人々の間に赫々たる明星の如く輝けばなり、此事に就きては、上記の三人(此願書の持參人)の報告によりて、更に詳細に聞き給ふ可し(五)とあるに基けり、第四の説は政宗が西班牙王、新西班牙總督サン、フランシスコ派の宗務總取締、及びセビーヤ市廳等に與へし文書によりて、彼が遣使の目的は全く幕府と力を協せて西班牙と通商條約を締結するにありとなせり、(六)而して以上の諸説中、今日に於て最も有力なる説として認めらるは實に此第四説となす、然らば即ち政宗が海外遣使の動機は一に通商上の問題にして、他に何等政治的分子を含まざるか、余は此疑問を抱きてより茲に五歳其間、微力の許す範圍に於て内外の史料を蒐集すると共に、又た一方には史學雜誌等にて少しく自己の信ずる處を述べて、世の指教を乞ひしことあり、今や大日本史料第十二編之十二の公刊せられしと、本月三日仙臺市光明寺にて支倉六右衛門建碑除幕式ありし機

會を利用して、再び同一の問題を繰り返すことゝなれり、然かも我が疑は尙ほ依然として解けず、嗚呼何れの時か之れが説明的地位に達し得べきぞ、人は年と共に老ひて知識の光は今も尙ほ暗し、切に識者の指教を仰がざるを得ず。

從來第四説を主張する人々が最も重んずる史料は、一行の通譯たるアマチの使節紀行となす(七)然れども直接遣使の動機を研究するに就きては、寧ろ政宗自身を中心とせざる可からず、吾人は此點に於てアマチ使節紀行よりも貞山公治家記録を重要なる史料となす理由を有す、蓋此記録は頗る精細に彼が日々の行動を記せしものたるにも不拘、此問題解決に關する直接の光明は大概ね不傳。又たは不知の二字を以て抹殺せられたり、例へば政宗がソテロに與へたる慶長十八年卯月一日の書狀はあるも、之れに對するソテロの書狀及び同年八月十三日南蠻人二名召寄せし際、向井將監に與へたる書狀の案文は共に不傳とせられたり、又た政宗と八王子城主大久保長安(佐渡奉行)との關係は此問題を裏面より解決するに最も必要なる連鎖たるに、政宗が同年二月武州府中に鷹狩と稱して出で行きし際の如き、其が滞在數日は少なくとも一週以上なるに日等不知とせられたり、又た慶長十九年正月

小田原城主大久保忠隣政易に處せられし際、後藤助八郎は本多佐渡守の書狀を持して仙臺に下れり、政宗此書を見るや、急ぎ返書を認めて本多佐渡に送ると共に、更に飛脚を以て、和田侍從義宣及び上總介忠輝に向て書狀を送れり、而して是等の書狀及び案文は同記録によれば不傳の二字を以てせられたり、殊に怪む可きは同月十六日より二十日迄日記の全く闕失せしとなりとす、其他、大阪役後に於ける彼の行動は最も注意を拂ふの價值あるに不拘、元和元年五月五日本多佐渡守、同上野介土井大炊に宛てたる案文、又た同月八日嗣子及び仙臺留守居に大阪落城を報じたるもの、同月十日、本多佐渡守、土井大炊及び宇和島侍從に與へたるもの、更に同月十一日侍從より小關采女を以て彼に送りたる書狀、及び同月十八日侍從に與へたるもの、皆な不傳の二字を以てせられたり、殊に甚しきは同年十一月忠輝勘當を受けし際、政宗が遣はしたる數多の書狀の案文は悉く不傳の二字を以てせられたる如き、元和元年九月晦日の條に、長崎に御飛脚のこと不傳、南蠻人楚天呂の事に就て呂宋へ仰遣さる旨ありし不知とあるが如き、此の如きの例は同日記中遣使事件の前後に於て決して少からず、彼の第四説を主張せらるる春日、森田兩氏の如きは政宗

が征南の詩を以て恐らく後世仙臺の學者が偽作せしものならんと云へり、若し夫れ彼の遣使が單に幕府と協力して西班牙と通商條約を締結するにあらば、何ぞ抹殺と偽作とをなす必要あらんや、吾人は此間の消息を以て此遣使が單に經濟上の動機よりなされしものにあらずして、寧ろ政治的分子を含む消極的證左となす。以上述べし所は只だ消極的證左のみ、確實なる斷案をなさんには更に積極的證左を求めざる可からず、不幸にして此時代に於ける内邦史料の多くは抹殺の悲運に遭遇せるもの多きを以て、更に進んで外邦史料を研究せざる可からず、而して是等の史料中に吾人は左の如きものを得たり。

(a) 大使の主君は遠からずして日本皇帝の位に即くべきものなるが、自ら基督教徒となりて、羅馬教會に服従し、又他の人々をも之に倣はしめんと欲し、一人の僧侶并に多數の宣教師を送らんことを求めたり、多くの人々は使節の眞意解すべからず、窺かに利益を計るものならんと疑へり(八)

(b) 小官は日本の大使を訪問せり、本年自國に向ひ、乗船する機會を失はざらんが爲め、不日西班牙に赴かざる可らざるを以て、遺憾ながら閣下の就任に際して

敬意を表せんが爲めに、その地に赴くを得ざるも、隨行の武士の一人に數多の僕を附して派遣すべしといへり(九)

(c) 大使は三條の請願の中、唯一のみ聽許せられたれば、不滿を以て退去する由なり、大使は第一に、政宗が遠からず、日本の皇帝となるべき故に、一國の君主として、法王の保護の下に置かれんことを請願せり、法王は自から進んで之を許すことを欲せざるも、その大使に命じて西班牙國王と協議せしむべしと答へたり、是に因て二の事を明にすべし、其一是西班牙國王が彼の國を以て自領となさんとの希望あること、已に明かなれば法王は之に關して、何もなす事を欲せざる事、又一は西班牙國王の自ら決すべき事に干涉するを欲せず、西班牙國王に對する厚意の益々厚きを加へたる事なり、大使は第二に彼の國に數名の司教を置かんことを願ひたれども、亦聽かれず、第三に彼の地に數名の僧侶を派遣して聖教を弘めんことを請ひしに法王は西班牙駐在の大使に命じて、國王と協議せしめし上、少數の僧侶を送るべきことを約せり(十)

39 以上は一公使が本國政府に與へし報告書の抜萃にして、認めし人は當時羅馬駐劄

40 のベネチア公使シモン、コンタリニ認めし處は羅馬にて認めし年月は(a)千六百十五年十一月七日(b)千六百十五年十二月二十六日(c)千六百十六年一月十九日、而してベネチア文書の價值は既に大史家ランケによりて發揮せられし如く、加ふるに公使はソテロと異なりて、政宗に對しては何等恩怨の關係なき公平なる第三者なり、此公平なる第三者が親しく使節に會し、又た羅馬人心の意向と、基督教徒の言と、彼自身の判斷とによれば、使節は假面を裝ふて來れること、彼等は同年中歸國の途に就かんと、の意最も切なりしこと、羅馬人士は使節の要求の後方に更に大なる要求の秘せられしことを云へり、次に第二の外邦史料として、

- (a) I wrote a letter to Mr. Eaton that News is com thar Wars is lyke to cusue betwixt the Emperor (家康) and his sonne Calsa-Samme (上總介忠輝) being backt per his father in law Massamone-Dono (政宗).....(十一)
- (b) Here we had news how Calsa-Samme (上總介忠輝) hath cut his belly, being attaynted of treason against his father (家康) and brother (秀忠) to have destroid them and set up Fidais-Samme (秀頼) his enemie. It is thought it will goe hard with Massamone-Dono, his father in law.

.....(十一)

- (c) Here is reportes geveen out that the Emperor (家康) doth drtremen to put Massamone-Dono (政宗) and the Kyng of Yaccata to death, with another tono or kyng.....(十一)

以上は日記の抜萃にして、認めし人は平戸に於ける英國東印度商會館長リチャード、ゴックス、認めし處は平戸にして、認めし年月は(a)千六百十六年二月二十九日(b)千六百十六年八月十八日(c)千六百十六年十月十五日なりとす、而して彼が其日記に向て最も忠實に事實を記載せしことは、史料として此日記の重せらるゝ所以なり、以上二史料に加ふるに、自余の補助史料としては、千六百十六年四月十七日マドリット駐割の法王の大使より、カルデナル、ボルゲーゼに贈りし書中に

「茲にこのパードレ(ソテロ)に關して、閣下に隠匿すべからざる一事あり、即ち日を追ふて不信用を増し、その來使の趣旨に確實ならざるところを發見することなり、日本の騷擾の報知も亦耶蘇會の宣教師等より得たるところなり、彼等は最も善く彼地の事情に通じ、巧みに事を處理するが故に、この事件については、彼等に信頼すること最適當なり、パードレ、ソテロは、其所説を維持せんが爲めに、奥州の

國王が現皇帝の死を待たずして、帝國を奪はんと欲し、兵を擧げん、國王若し勝利を得ば、基督教は大に隆昌に赴くべしと云へり、冀くば斯くの如くなからんことを神に祈る〔十四〕

次に千六百十七年五月、バードレ、フライ、ルイス、ソテロ及び同行の日本人に對し返答を與ふる爲め、西班牙樞密會議の國王に奏聞せる事項中に

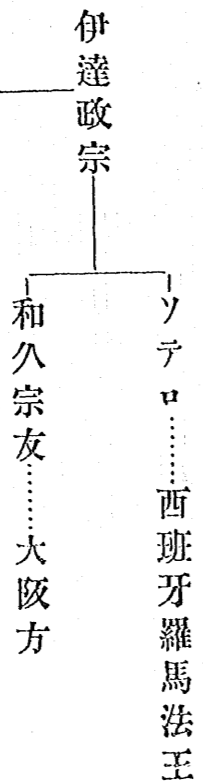
「彼地方の事情に通じたるもの、證言するところによれば、彼等を遣はしたる奥州の王は、日本の皇帝に服従したる諸王中、最も強大なるものにして、現皇帝の死後帝位に上るべき望あり、彼若し我に對して、好意を有せば、皇帝たるに及んで、布教の爲め、大なる便宜あるべし〔十五〕

又千六百十八年二月四日、フライ、ルイス、ソテロがメキシコよりレルマ公に與へし書中に

「日本船の長は上流の武士なるが、當地に於て洗禮を受け熱心なる教徒となれり、彼の言によるに、政宗はその臣下の悉く基督教徒とならんことを望み、又自ら基督教徒に歸依し、皇帝より迫害を受けつゝある三十萬の日本の教徒を部下となし、

その助勢によりて皇帝となり、自ら永く帝位にあらんことを希望する由なり〔十六〕

斯くの如く、處を異にし、時を異にし、はた人を異にせる是等の史實が放てる疑問の矢は共に政宗にあたり、吾人はこの遣使が單なる經濟上の理由よりも、政治上の意義を有することの甚だ大なる所以を信ずると共に、第三説の一層高き王冠は、寧ろ政宗自身にあらずして、彼の女婿上總介忠輝を意味するものなりとす。



上總介忠輝
大久保長安(佐渡金山奉行)

(一)支倉六右衛門一行が月浦を出帆せし事實は貞山公治家記録に

「十五日庚午、此日南蠻國へ渡サル、黒船、牡鹿郡月浦ヨリ發ス、支倉六右衛門常長、並ニ今泉令史、松木忠作、西九助、田中太郎右衛門、内藤半十郎、其外九右衛門、内藏丞、主殿、吉内、久

上總介忠輝

二七四

次、金藏以上六人ト云者差遣サル、向井將監殿家人十人許リ、南蠻人四十人許リ、都合百八十餘人、其外商買人等共ニ同船ニ乗ル、船中ニ商買荷物數百箇積メリ、此時、數年來本朝ニ逗留セシ、楚天呂モ歸國ス、公方ヨリモ、御具足御屏風等、御進物トシテ、彼國へ遣サル云々」

又たその造れる黒船に就きては、同記録に

「去ル比ヨリ黒船ヲ造ラシメラル、其材木、杉板ハ氣仙東山ヨリ伐出シ、曲木ハ片濱通リ磐井江刺ヨリ採ル、公義御大工與十郎及ヒ水手頭鹿之助、城之助兩人ヲ將監殿ヨリ差下サレ、彼船ヲ造ル、秋保刑部頼重、河東田繼殿親顯兩人奉行シテ、頃日成就ス、右船、横五間半、長十八間、高十四間一尺五寸アリ、帆柱十六間三尺、松ノ木ナリ、又彌帆柱モ同木ニテ造ル、九間一尺五寸アリ」

支倉六右衛門の世系に就きては伊達世襲家譜に、支倉伊藤姓平、其先出自從五位下常陸介常隆、以常隆次男伊藤壹岐守初稱四郎、常久爲祖、其裔爲虎間番士、今保百五十石之祿、常久承安三年二月、仕相國平清盛、叙從六位下、任壹岐守、治承三年八月、爲常州目代、文治元年、屬于當家元祖念西公、住于常州筑波郡中村、常久子丹後守初稱七郎、久成初名、文治中、與州之役、與父有戰功、建久三年正月、當家第三世本明公、以久成住支倉、命爲氏焉、久成子土佐守初稱彦七郎、久頼子丹後初稱彦次郎、常頼傳言仕于當家第四世願西公、爲老

臣、保五百餘町、常頼子長門守初稱又三郎、定常歷仕願西公、其西公願西子爲老、定常無子、養孫第三男弘配女爲嗣、稱之石見守初稱平四郎、常勝有三子、長曰平四郎、某、早死、次曰新右衛門常長、亦早死、於是、以第三男新九郎爲嗣、稱之長門守常朝、觀應二年三月四日、戰死于伊達郡石田邑、時年五十、常朝子丹後守初稱彌九郎、常時、仕當家第八世寂庵公爲老、嘗長弓馬之術、常時子紀伊守初稱彌三郎、時長、仕當家第九世儀山公、第十世東孝公、時長以嫡孫承祖、稱之新兵衛三郎、常清、常清子因幡守初稱彦三郎、時清、時清以次男爲嗣、稱之紀伊守初稱新六郎、時顯、時顯子伊賀守初稱六郎、常顯、歷仕直山、保山二公爲老、常顯子紀伊守新右衛門常正、亦歷仕直山、保山二公、保千二百石、居城支倉城、趾併本九二九、今存、常稱之與市常長、從事貞山公于城之伏見、後有二子、長曰助次郎、紀伊某是也、次曰新右衛門常次、奉命中分其祿、以六百石讓實子紀伊、又以六百石與與市、後稱支倉六右衛門、慶長十八年、奉貞山公之命、至南蠻國、謁國王、淹留有年、元和六年而還、其裔爲虎間番士」

上總介忠輝

二七五

月浦は陸前壯鹿郡にあり、狹濱の西北半里、桃浦の西南にあり、即ち折之濱灣の中央に位し、前に小網と稱する小島横はれり、葛西家紋三柏由來記によれば、昔、葛西清重鎌倉より奥州へ下向の刻、東海道を歴て、船にて渡りけるに、海上にて難風に會ひ、鳥の飛行方へ船を漕向ければ、二三日にして陸へ着船す、而して其の船の吹着せし所を着浦と

呼びしを俚俗誤て月の浦となせしなりと尙ほ此浦にて政宗が船を遣らしめし理由に就きては金城秘輶に

「此浦は求めて新造船を發帆せしむべき所とも覺えず、恐らくは此の邊へ蠻船漂着し、其の船は破れて用立たず、新造を西洋法に倣はせ給ふ事を、ソテロに相謀られ、向井殿と議り給ひ、即ち其着岸の處にて造らしめられしにあらざや」とあり

(二) 政宗が深く基督教を信奉せし人にあらずることは、西班牙マドリット史學科學士院文書(大日本史料材料第二百五十號)に千六百二十一年七月二日マニラにて認めしものとして左の記事あり

「本年神の道に對する迫害更に進み、政宗の領なる奥州に於ても、新に迫害起れり、政宗は先年西班牙に使節を送りし人にして、其領内には聖福音盛に弘布し、神の道は自由に説かれしが、使節の歸るに及びて(それまでは政宗が熱望せしところの自領より、新西班牙まで年々一艘の船を送る許可を得んことを豫期して、宗教に對する態度を明にせざりき)その希望の許されざりしを見て、公然基督教の迫害を始めたなり。」

(三) 政宗の自作と稱せらるゝ征南詩は貞山公治字記録中にあり、同記録は仙臺藩の四代目綱村郷編輯局を設け、儒臣田邊希文を總裁として編成せしものなるを以て、自ら

後世より附會せる多少の假托ある故に絶對の證左とならず、加ふるに此詩は後世仙臺の學者が政宗の耶蘇教尊奉の嫌疑を抹殺せんが爲めに故らに偽作せるものなりとの説多し

(四) Guglielmo Berchet, *Le antiche ambasciate Giapponesi in Italia* Doc. XLIII.

(五) 羅馬市パチカン文書館文書中にあり、用紙は鳥の子、二枚つゞきにて、裏表に金銀箔を撒したり、第一葉は淡黃地、縦九寸五分弱、横一尺五寸八分弱、第二葉黃地、縦同じく、横一尺七寸二分弱あり、之れが拉丁文は大日本史料歐文材料第三百三十一號にあり

(六) 政宗より西班牙王に呈せし書は南蠻國書翰案文より引用せしもの大日本史料(頁一七一―一七五)にあり、又た新西班牙總督と彼れとの平和條約は西班牙シマンカス文書館文書より翻譯せしもの大日本史料(頁一七五―一七七)にあり、次にサン、フランシスコ派の宗務總取締に與へしものは南蠻國書翰案文より引用せしもの大日本史料(頁一七八―一七九)に、セビリヤ市廳に與へしものは大日本史料(頁八三一―八四)に、本書翰の西語に譯せしものは同史料歐文材料第十七號に、伊語重譯文は同第九號中にあり

(七) *Historia del regno di Voxu del Giappone, dell' antichità, nobiltà, e valore del suo re Idate Masamune, delli favori, C'ha fatti alla Christianità, e desiderio che tiene d'esser Christiano, e dell' aumento di nostra. santa Fede in quelle*

part. E dell' ambasciata che ha inniata alla Sta. di N. S. papa Paolo V, e, degli suoi successi, con altre varie cose di edeficatione, e gusto spirituale de i Lettori. Dedicata alla Sta. di N. S. Dapa Paolo V. Fatta per il Dottor Scipione Amati Romano, Interprete, e Historico dell' Ambasciata. Rom 1615.

- (八) Guglielmo Berchet, P. III. Doc. XLIII. 及大日本史料頁二九七一—二九八
- (九) Guglielmo Berchet, P. 113 Doc. XLV 及大日本史料頁三三二—三三三
- (十) Guglielmo Berchet, P. 114. Doc. XLVI 及大日本史料頁三六三—三六四
- (十一) Richard Cocks, diary, vol I. P. 116
- (十二) Richa d Cocks, diary, vol I. P. 163.
- (十三) Richard Cocks, diary. vol. P. 192.
- (十四) 羅馬市パチカン文書館の文書中にあり、大日本史料頁三八八一—三八九歐文材料第百七十九號
- (十五) 西班牙セビリヤ市インド文書館の文書中にあり、大日本史料にては頁四一五一—四一六同史料歐文材料第九十三號にあり、
- (十六) 同じく西班牙セビリヤ市インド文書館にあり、大日本史料にては頁四三五同史料歐文材料は第二百二號にあり (未完)

講演

産業組合の鼻祖

ライプアイゼンの傳

慶應義塾理財學會に於て

法學博士 矢作榮藏述

ライプアイゼンと申します人は本の上では大人物のやうに見えますが、彼の生活は小さな健全なものであります、千八百十八年の三月卅日夜の十時にライン河の支流のチーグと云ふ河の邊のハムと云ふ村に生れました、彼は村長の息子であります、まして、其三つの年に親が死んだのであります、其ライプアイゼンの如き立派な人物の父にも似合はず親は非常な酒呑でありまして、早くから村長を退職しなければならぬやうに健康を害し、さうして早く死んだのであります、であるから随つて家政向も不如意でありました、小學校には行つた

が夫れ以上には行けない、そこでサイエンと云ふ村で補習教育を受けました、千八百三十五年に年十七の時砲兵の普通の兵卒として入營致しました、夫れから千八百三十八年に優等の成績を以て砲兵工科學校なるもの即ち東京の砲兵工廠の裏にありますが、アノ學校に入校した、さうして是は冬丈けある學校で冬七箇月あります、二箇年間其學校に行つて卒業したのであります、千八百四十年に其學校を卒業致しまして千八百四十一年に軍曹としてサイエンに赴任致しました、其のサイエンと云ふ所に居るときにライプアイゼンは當り前の兵隊では無い、當り前の軍曹ではない、將來の有る軍曹でありますからナカ／＼茫然して居らぬ、忽ちサイエンの青年會に這入つた、其青年會のユーデルヒヤ(喜びの人)に這入つて獨逸の文學を學び、音樂を學んで非常に頭腦の疎雑な荒つばい兵士が、大いに優しい又高尚な獨逸文學を多少窺ふ事が出來たのであります、同時に青年會に這入つた御蔭で青年會の世話を此人はした者で